

泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト補助の概要

■泉北ニュータウン内の民間賃貸住宅に新たに入居する新婚・若年・子育て世帯に対して家賃の引き下げを行う賃貸人に、本来の家賃との差額を上限2万円まで市が補助します■

住宅を貸す方

対象となる賃貸人

対象となる住宅を、本来の家賃よりも減額したアシスト家賃（ただし、5万円以上）で、対象となる入居者に賃貸する方（ただし、本市の市税を滞納していないこと）

対象となる住宅

- 次の要件のすべてに該当する住宅（ただし、公的賃貸住宅、給与住宅を除きます）
- ①泉北ニュータウン内に立地していること
 - ②戸当たりの床面積（共同住宅は共用部分を除く）が次の要件を満たしていること
戸建て住宅 75㎡以上 共同住宅 55㎡以上
 - ③昭和56年6月の新耐震基準に適合していること
 - ④本来の家賃が5万円を超えていること
 - ⑤不動産業者等に賃貸の代理又は媒介を依頼し、本来の家賃が決定されていること

賃貸借契約の前に市への手続きが必要となります

住宅を借りる方

対象となる入居者

新婚世帯

申込者本人が婚姻してから1年以内又は婚姻予定であり、申込者本人と配偶者又は配偶者となる予定の者の満年齢の和が80歳以下である世帯

若年世帯

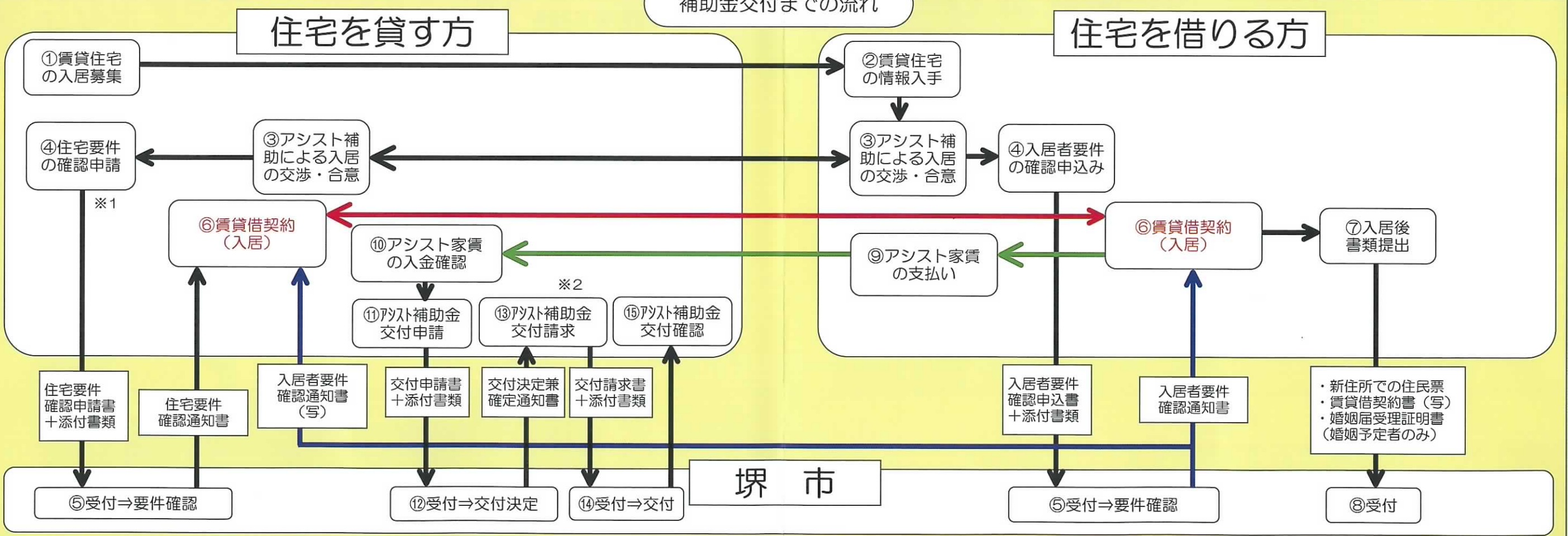
申込者本人が婚姻しており、申込者本人と配偶者の満年齢の和が80歳以下である世帯

子育て世帯

申込者本人が義務教育修了以前の子を扶養し、現に同居する世帯

- 上記のいずれかに該当し、次の要件のすべてに該当する方
- ①世帯所得が、797万2千円以下であること
 - ②自ら居住するための住宅を必要とするものであること
 - ③新たに対象となる住宅に入居し、本制度による家賃減額を受けていないこと
 - ④生活保護法による住宅扶助を受けていないこと
 - ⑤世帯全員（婚姻予定者は申込者及び同居予定者）が、本市の市税を滞納していないこと

補助金交付までの流れ



堺市